

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道みんなの日条例施行規則の一部を改正する規則……………（政策局）	1
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………（航空課）	1
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（生物多様性保全課）	2
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（保健福祉部総務課）	3
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……………（科学技術振興室）	4
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則及び北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	4
○北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則……………（漁業管理課）	5
○北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（財務指導課）	7
○北海道公営企業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び北海道企業局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則……………（企業局総務課）	7

規 則

北海道みんなの日条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第27号

北海道みんなの日条例施行規則の一部を改正する規則

北海道みんなの日条例施行規則（平成29年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

本則の表北海道立総合博物館の項の次に次のように加える。

北海道立総合体育センター	北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）第13条第1項に規定する利用料金（同条例別表2の事項及び3の事項に係るもの（トレー
北海道立北見体育センター	

平成30年3月30日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第10号 1

ニング室の区分に係るものに限る。）に限る。）

本則の表中

北海道子どもの国	北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）第12条の2第1項に規定する利用料金（同条例別表第4の大型遊戯施設の区分に係るもの、同条例別表第5の1の事項(1)及び(2)並びに3の事項に係るもの（同表第5の1の事項(1)及び(2)に係るものにあつては、デイキャンプの区分に係るものに限る。）並びに同条例別表第6の1の事項に係るもの（デイキャンプの区分に係るものに限る。）に限る。）
北海道立オホーツク公園	
北海道立宗谷ふれあい公園	
北海道立ゆめの森公園	
北海道立十勝エコロジーパーク	

を

北海道立真駒内公園	北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）第12条の2第1項に規定する利用料金（同条例別表第2の1の事項及び2の事項に係るもの（一部利用の区分に係るもの（個人利用の場合の部分に限る。）に限る。）に限る。）と、同条例別表第3の水泳プール、体育館及び陸上競技場の区分に係るもの（個人利用の場合の部分に限る。）と、同条例別表第4の大型遊戯施設の区分に係るもの、同条例別表第5の1の事項(1)及び(2)並びに3の事項に係るもの（同表の1の事項(1)及び(2)に係るものにあつては、デイキャンプの区分に係るものに限る。）並びに同条例別表第6の1の事項に係るもの（デイキャンプの区分に係るものに限る。）に限る。）
北海道立野幌総合運動公園	
北海道子どもの国	
北海道立オホーツク公園	
北海道立宗谷ふれあい公園	
北海道立ゆめの森公園	
北海道立十勝エコロジーパーク	

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第28号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、「次項の規定の適

用がある場合を除き」を削り、「飛行場」を「国内の飛行場」に改める。

別表第3の1の事項の表管の埋設の項中

12円

12円96銭

を

11円

11円88銭

に、「17円」を「16円」に、「18円36銭」を「17円28銭」に、

「25円」を「24円」に、「27円」を「25円92銭」に、「34円」を「33円」に、「36円72銭」を「35円64銭」に、「50円」を「49円」に、「54円」を「52円92銭」に、「67円」を「65円」に、「72円36銭」を「70円20銭」に、「120円」を「110円」に、「129円60銭」を「118円80銭」に、「170円」を「160円」に、「183円60銭」を「172円80銭」に、「が1メートル」を「が0.01メートル」に、「は1メートルとし、又は延長に1メートル」を「又は延長に0.01メートル」に、「その端数部分を1メートル」を「、その延長又は端数の長さを切り捨てて計算するもの」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第29号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第21条ただし書中「指定管理鳥獣保護等事業及び」を削る。

別記第3号様式（表面）中「（従業者）住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称・代表

者の氏名）を」を削り、

※

旧 住 所 ・ 氏 名
（主たる事務所の所在地
・名称・代表者の氏名）
新 住 所 ・ 氏 名
（主たる事務所の所在地
・名称・代表者の氏名）

を

※

変 更 前 の 内 容
変 更 後 の 内 容

に改め、同様式（裏面）注2の事項中「住所又は氏名（主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）の変更を届け出る」を「住所・氏名等変更届出、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更届出及び対象鳥獣捕獲員に係る変更届出を行う」に改め、同注中6の事項を削り、7の事項を6の事項とし、8の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

別記第14号様式（表面）中

年 月 日生

を

年 月 日生

性 別

男・女

に改め、同様式（裏面）中

知事

を

知事

(5) 個人情報の取扱いに関する同意

同意いただいた申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手続等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムで一元的に管理しています。
なお、狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。

上 記 の 取 扱 い に 関 す る 同 意

1 同意する

2 同意しない

に、

4 太枠欄には、記載しないこと。

を

4 (5)は、該当番号を○で囲むこと。

5 太枠欄には、記載しないこと。

に改める。

別記第15号様式（表面）中

年 月 日生

を

年 月 日生

性 別

男・女

に改め、同様式（裏面）中

適 正 の 確 認

☐

を

「

適 正 の 確 認	☐
(5) 個人情報の取扱いに関する同意	
同意いただいた申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムで一元的に管理しています。 なお、狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。	
上 記 の 取 扱 い に 関 す る 同 意	1 同意する 2 同意しない

」

に、

「

5 太枠欄には、記載しないこと。

」

を

「

5 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
6 太枠欄には、記載しないこと。

」

に改める。

別記第16号様式（表面）中

「

年	月	日生
---	---	----

」

を

「

年	月	日生	性 別	男・女
---	---	----	-----	-----

」

に改め、同様式（裏面）中

「

14 無 職

」

を

「

14 無 職	
(9) 個人情報の取扱いに関する同意	
同意いただいた申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムで一元的に管理しています。 なお、狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。	
上 記 の 取 扱 い に 関 す る 同 意	1 同意する 2 同意しない

」

に、

「

7 ※印欄には、記載しないこと。

」

を

「

7 (9)は、該当番号を○で囲むこと。
8 ※印欄には、記載しないこと。

」

に改める。

別記第17号様式（表面）中

「

年	月	日生
---	---	----

」

を

「

年	月	日生	性 別	男・女
---	---	----	-----	-----

」

に改める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則別記第3号様式及び別記第14号様式から別記第17号様式までの規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則別記第3号様式及び別記第14号様式から別記第17号様式までの規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第30号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

目次中「－第7条」を削り、「第8条－第17条」を「第2条－第11条」に、「第18条－第35条」を「第12条」に、「第36条－第39条の2」を「第13条－第17条」に、「第40条・第41条」を「第18条・第19条」に改める。

第2条から第7条までを削り、第2章中第8条を第2条とし、第9条から第17条までを6条ずつ繰り上げる。

第18条の見出しを削り、同条中「この章に規定する」を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の定める」に改め、ただし書を削り、第3章中同条を第12条とし、第19条から第35条までを削る。

第4章中第36条を第13条とする。

第37条中「別表第2に定めるところによる」を「知事が別に定める」に改め、同条を第14

平成30年3月30日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第10号 3

条とし、第38条を第15条とする。

第39条第2項中「第41条」を「第19条」に改め、同条を第16条とし、第39条の2を第17条とし、第5章中第40条を第18条とし、第41条を第19条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「第9条」を「第3条」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「第11条、第17条」を「第5条、第11条」に改める。

別記第5号様式中「第15条」を「第9条」に改める。

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「第38条」を「第15条」に改める。

別記第9号様式中「第39条の2関係」を「第17条関係」に、「第39条の2第2項」を「第17条第2項」に改める。

別記第10号様式中「第40条」を「第18条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

2 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の項中「第38条第2項」を「第15条第2項」に改める。

別表第3災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の項中「第14条」を「第8条」に改める。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第31号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表1の項中「パルス・ファンクションジェネレーター」を「波形発生器」に改め、同表65の項を次のように改める。

65 高圧エキス製造装置	2,850円	430円
--------------	--------	------

別表第1の1の事項の表75の項を次のように改める。

75 裏ごし機	2,600円	150円
---------	--------	------

別表第1の1の事項の表79の項を次のように改める。

79 燐製製造装置	4,250円	1,800円
-----------	--------	--------

別表第1の1の事項の表95の項を次のように改める。

95 インキュベーター	2,450円	30円
-------------	--------	-----

別表第1の1の事項の表140の項を次のように改める。

140 味覚分析装置	6,700円	1,850円
------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表143の項を次のように改める。

143 臭い識別装置	4,850円	2,450円
------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表187の項を次のように改める。

187 顕微赤外分光光度計	9,550円	2,250円
---------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表206の項及び207の項を次のように改める。

206 LC-MS	6,850円	4,400円
207 生化学自動検査装置	2,550円	120円

別表第1の1の事項の表210の項を次のように改める。

210 小型温度圧力解析システム	2,850円	410円
------------------	--------	------

別表第2の2の事項の表中31の項を33の項とし、30の項の次に次のように加える。

31 顕微赤外分光分析	1件ごとに	10,700円
32 液体クロマトグラフ質量分析	1件ごとに	18,600円

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則及び北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則及び北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

(1) 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）附則第2項

(2) 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）附則第2項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第33号

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（平成8年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の表の左欄」を「別表の第1欄」に、「中欄」を「第2欄に掲げる管理対象期間中、同表の第3欄」に、「右欄」を「第4欄」に、「1月（」を「1月（くろまぐろにあっては7月1日から11月30日まで及び翌年6月1日から6月30日までの期間、」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「年」を「別表の第2欄に掲げる管理対象期間」に改め、「（すけとうだらにあっては当該公表の日から当該公表の日以後の最初の3月31日までの間、まさば及びごまさば並びにずわいがににあっては当該公表の日から当該公表の日以後の最初の6月30日までの間）」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

4 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項の漁業協同組合に所属する採捕数量等報告者は、法第17条第3項の規定による報告を、当該漁業協同組合に書面により委任することができる。

第3条を第4条とする。

第2条中「指定漁業等を営む者及び法第3条第2項第6号の政令で定める者以外の者であって」を削り、同条第14号中「漁業」の次に「（第1号に掲げる漁業を除く。以下同じ。）」を加え、同号を同条第19号とし、同条第13号中「前号」を「第1号及び前号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第9号から第11号までを5号ずつ繰り下げ、同条第8号中「漁業」の次に「（第1号に掲げる漁業を除く。以下同じ。）」を加え、同号を同条第13号とし、同条第7号中「漁業」の次に「（第1号に掲げる漁業を除く。以下同じ。）」を加え、同号を同条第12号とし、同条第6号中「前2号」を「第1号及び前2号」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第5号を第10号とし、同条第4号中「漁業法第10条の規定により漁業権の設定を受けたすけとうだら固定式刺し網漁業及び」を削り、同号を同条第9号とし、同条第3号中「前2号」を「第1号及び前2号」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第2号を第7号とし、同条第1号中「北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号。以下「」及び「という。）」を削り、同号を同条第6号とし、同条に第1号から第5号までとして次の5号を加え、同条を第3条とする。

(1) 定置網漁業（北海道知事が免許する漁業で漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網に

よる漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号。以下「漁業調整規則」という。）第5条第2号ヒ及びフに掲げる漁業をいう。以下同じ。）

(2) 沿岸くろまぐろ漁業（漁業法第110条に規定する太平洋広域漁業調整委員会又は日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）

(3) まぐろはえ縄漁業（漁業法第84条第1項の規定に基づき設置された渡島海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）

(4) まぐろ釣り漁業（漁業法第105条第1項の規定に基づき設置された日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。以下同じ。）

(5) くろまぐろを採捕する漁業（前各号に掲げる漁業を除く。以下同じ。）

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

第一種特定 海洋生物資源	管理対象期間	海域	採捕の種類
1　くろまぐろ	7月1日から 翌年6月30日 まで	北海道沖合海域	定置網漁業
			沿岸くろまぐろ 漁業
			まぐろはえ縄漁 業
			まぐろ釣り漁業
			くろまぐろを採 捕する漁業
2　さんま	7月1日から 翌年6月30日 まで	(1) 道東太平洋海域及びオホー ツク海海域 ア　えりも町えりも岬灯台正 南の線と東経155度の線と の間の太平洋の海域のうち の北海道沖合海域 イ　東経152度59分46秒の線 と稚内市宗谷岬突端から樺 太西能登呂岬突端に至る線 との両線間におけるオホー ツク海の海域のうちの宗谷 総合振興局管内及びオホー	定置網漁業
			さんま棒受け網 漁業
			さんま流し網漁 業

3	すけとうだら	4月1日から 翌年3月31日 まで	ツク総合振興局管内沖合海 域 ウ 斜里郡と目梨郡との境界 にある知床岬突端と根室市 納沙布岬突端との間の海域 のうちの北海道沖合海域	さんまを採捕す る漁業	東経152度59分46秒の線以 西、千葉県安房郡野島崎突端 から正東の線以北の太平洋の 海域のうちの十勝総合振興局 管内、釧路総合振興局管内及 び根室振興局管内沖合海域 ((5)の海域を除く。)	(5) 根室海峡海域 斜里郡と目梨郡との境界に ある知床岬突端と根室市納沙 布岬突端との間の海域のうち の北海道沖合海域	すけとうだら固 定式刺し網漁業
			(2) その他の海域	定置網漁業			すけとうだらを 採捕する漁業
			(1)の海域を除く北海道沖合 海域	さんまを採捕す る漁業			定置網漁業
			(1) 日本海海域 稚内市宗谷岬突端から樺太 西能登呂岬突端に至る線と東 経129度59分52秒の線との両 線間における日本海の海域の うちの宗谷総合振興局管内、 留萌振興局管内、石狩振興局 管内、後志総合振興局管内、 檜山振興局管内並びに久遠 ・二海両郡界から二海・爾志 両郡界に至る間及び檜山・松 前両郡界から松前・上磯両郡 界に至る間の渡島総合振興局 管内沖合海域	定置網漁業			すけとうだら固 定式刺し網漁業
				すけとうだら固 定式刺し網漁業			すけとうだらは え縄漁業
				すけとうだらは え縄漁業			すけとうだらを 採捕する漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
			(2) オホーツク海海域 東経152度59分46秒の線と 稚内市宗谷岬突端から樺太西 能登呂岬突端に至る線との両 線間におけるオホーツク海 の海域のうちの宗谷総合振興 局管内及びオホーツク総合振興 局管内沖合海域	定置網漁業			まいわしを採捕 する漁業
				すけとうだら固 定式刺し網漁業			定置網漁業
				すけとうだらは え縄漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
4	まいわし	1月1日から 12月31日まで		すけとうだらを 採捕する漁業	北海道沖合海域	7月1日から 翌年6月30日 まで	定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まいわしを採捕 する漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
5	まさば及びご まさば	7月1日から 翌年6月30日 まで		すけとうだらを 採捕する漁業	北海道沖合海域	7月1日から 翌年6月30日 まで	定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まいわしを採捕 する漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
6	ずわいがに	7月1日から 翌年6月30日 まで		すけとうだらを 採捕する漁業	北海道沖合海域	7月1日から 翌年6月30日 まで	定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まいわしを採捕 する漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
7	するめいか	4月1日から 翌年3月31日 まで		すけとうだらを 採捕する漁業	北海道沖合海域	7月1日から 翌年6月30日 まで	定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まいわしを採捕 する漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
8	まあじ	1月1日から 12月31日まで		すけとうだらを 採捕する漁業	北海道沖合海域	7月1日から 翌年6月30日 まで	定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まいわしを採捕 する漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			定置網漁業
				すけとうだらを 採捕する漁業			まさば及びごま さばを採捕する 漁業

									る漁業
別記様式を次のとおり改める。									
別記様式（第5条関係）									
北海道知事 様									
年 月 日									
第一種特定海洋生物資源（ ）									
採 捕 数 量 等 報 告 書									
（ 年 月 分）									
（ 年 月 旬分）									
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定により、採捕数量等を次のとおり報告します。									
住所									
氏名 （漁業協同組合その他の法人にあっては、その名称及び代表者名）㊤									
整理 番号	採捕者 氏名	住所	船舶の 許可番号 (承認番号)	船名	海域の 区分	採捕の 種類	報告の 区分	陸揚日	採捕 数量 (kg)
備考									
1 ※印を記した欄は、記入しないこと。									
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができること。									
3 「海域の区分」欄は、海域の区分が複数ある場合に記入し、北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（以下「規則」という。）別表の第3欄に掲げる海域の区分の番号を記入すること（例 道東太平洋海域でさんまを採捕した場合は、「(1)ーア」とする。）。									
4 「採捕の種類」欄は、規則別表の第4欄に掲げる採捕の種類を記入すること。									
5 「報告の区分」欄は、くろまぐろを採捕する場合に記入し、その大きさ（30kg未満又は30kg以上）の別を記入すること。									
附 則									
1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。									
2 この規則の施行の際にこの規則による改正後の北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則									

別表の第2欄に掲げる管理対象期間の始期が到来している当該管理対象期間に係る海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第17条第3項の規定による報告については、なお従前の例による。

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（裏面）注意5の事項、別記第4号様式その1末尾欄外注意3の事項及びその2末尾欄外注意3の事項、別記第5号様式末尾欄外注意3の事項、別記第6号様式末尾欄外注意3の事項、別記第10号様式末尾欄外注意3の事項、別記第14号様式その1末尾欄外注意3の事項及びその2末尾欄外注意3の事項、別記第16号様式末尾欄外注意3の事項並びに別記第18号様式末尾欄外注意3の事項中「第231条の3第9項」を「第231条の3第10項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道公営企業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び北海道企業局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道公営企業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び北海道企業局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則

（北海道公営企業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則の一部改正）

第1条 北海道公営企業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則（昭和39年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

「次に掲げる職の」を「北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）第2条第3項の管理職手当の支給を受ける」に改め、各号を削る。

（北海道企業局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部改正）

第2条 北海道企業局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則（昭和40年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

「次に掲げる」を「北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）第2条第3項の管理職手当の支給を受ける職員の」に改め、各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
